

役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表について

平成18年度に係る本学役員の報酬等及び職員の給与水準の資料を公表します。
公表の趣旨及び公表に至る経緯は次のとおりです。

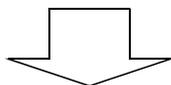
公表の趣旨

役職員の報酬・給与等に関する情報を、国民及び関係者に分かりやすく提供するもの

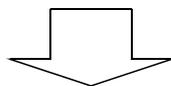
公表の経緯等

「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(H18.10.17閣議決定)

- 3(3) 独立行政法人の役職員の給与については、改定に当たって国家公務員の給与水準を十分考慮して適正な給与水準とするよう要請するとともに、中期目標に従った人件費削減や国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与の見直しの取組状況を的確に把握する。
独立行政法人及び主務大臣は、総務大臣が定める様式により、役職員の給与等の水準を毎年度公表することとする。(以下略)



国立大学法人等の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)を策定(H17.2.7)(H19.2.20改定)



各国立大学法人等及び文部科学大臣がホームページで公表
(財務諸表の提出時期)

国立大学法人秋田大学の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成18年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員報酬規程において、期末特別手当の支給額については国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果を参考にして、当該役員の職務の実績に応じ、その額の100分の10の範囲内で増額又は減額することができることとしている。

役員報酬基準の改定内容

法人の長

平成18年4月1日より本給月額を約7%引き下げた。
期末特別手当の12月期の支給割合を0.05月分引き上げた。

理事

法人の長に同じ。

理事(非常勤)

平成18年4月1日より非常勤役員手当を約7%引き下げた。

監事

法人の長に同じ。

監事(非常勤)

理事(非常勤)に同じ。

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成18年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 17,970	千円 12,792	千円 5,178	千円 0 ()		
理事 (4人)	千円 51,088	千円 35,919	千円 14,858	千円 68 (通勤手当) 192 (扶養手当) 51 (寒冷地手当)	4月1日 2名 10月1日 1名	9月30日 1名
理事 (非常勤) (1人)	千円 4,368	千円 4,368	千円 0	千円 0 ()		
監事 (1人)	千円 11,025	千円 7,848	千円 3,177	千円 0 ()		
監事 (非常勤) (1人)	千円 2,581	千円 2,581	千円 0	千円 0 ()		

3 役員の退職手当の支給状況(平成18年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘 要
法人の長	千円	年 月			該当者なし
理事A	千円	年 月			該当者なし
監事A	千円	年 月			該当者なし

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項 人件費管理の基本方針

人件費管理は、部局別等の配分は行わず全学管理(人件費予算総額管理)とし、中期計画の予算、収支計画及び資金計画における人件費見積額の範囲内で、人事院勧告等を考慮し、その効率化を図る。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

給与水準の決定に当たっては、法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定めることとしている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績の評定結果を基に、当該結果に応じた勤勉手当支給割合の増減、昇給及び昇格・降格の措置を実施する。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じ、支給割合及び支給額を決定する。
昇格・降格	昇格:従事する職務に応じ、かつ、勤務実績に基づいて上位の級に昇格させることができる。 降格:勤務実績が良くない場合、下位の級に降格させることができる。
昇給	(1) 毎年1月1日に、同日前1年間における職員の勤務成績に応じて行うものとし、職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、昇給判定期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸とすることを標準として、一定の基準に従い決定することができる。 (2) 職員が職務上特に功績があった場合、表彰又は顕彰を受けた場合に(1)に準じて昇給させることができる。

ウ 平成18年度における給与制度の主な改正点

国に準拠して以下の改正を行った。(実施日:平成18年4月1日)

1. 本給表及び本給制度の見直し

1) 本給表の改定

- ・ 全本給表の本給月額を引き下げ(全体で約 5%, 最大 7%)
- ・ 給与カーブのフラット化(0%(若年層) ~ 7%程度(中高年齢層, 特別職))
- ・ 級構成の再編
 - (一般職本給表(一)): 11級制 10級制, 級の統合)
 - (一般職本給表(二)): 6級制 5級制, 級の統合)
 - (教育系職員本給表(一)): 6級新設)
- ・ 号俸構成等の見直し(号俸の4分割)

2) 本給の調整額の改定

- ・ 本給表の引き下げに併せて調整基本額を引き下げ(500円 ~ 1,000円)

3) 初任給号俸の改定

- ・ 本給表の級構成の再編, 号俸の4分割に伴う初任給号俸の改定
- ・ 中途採用者の初任給決定号俸の制限の廃止

4) 昇格時号俸決定方法の改定

- ・ 1号俸上位昇格方式を昇格時号俸対応表による昇格に改定

5) 経過措置

差額の支給

- ・ 平成18年4月1日(切替日)における改定後の本給月額が切替日の前日に受けていた級・号俸に対応する本給月額(切替前本給月額:改定前本給月額から0.3%引き下げた額)に達しない職員には、切替前本給月額と改定後の本給月額との差額に相当する額を支給

本給の調整額の差額支給

- ・改定後の調整基本額が経過措置基準額表の調整基本額に達しない職員にはその差額に次の期間の区分に応じた割合を乗じて得た額に調整数を乗じて得た額を本給の調整額として支給

平成18年度: 100 / 100

平成19年度: 75 / 100

平成20年度: 50 / 100

平成21年度: 25 / 100

2. 勤務実績の給与への反映

1) 勤務実績に基づく昇給制度の導入

- ・普通昇給と特別昇給を統合し、昇給区分を5段階(A～E)に設定
- ・年4回の昇給時期を年1回(1月1日)に統一
- ・一般職員の昇給号俸数は次のとおり
 - A(極めて良好)で8号俸以上
 - B(特に良好)で6号俸
 - C(良好)で4号俸
 - D(やや良好でない)で2号俸
 - E(良好でない)は昇給なし
- ・次の特定職員はC(良好)を3号俸昇給に抑制
 - 特定職員: 一般職員本給表(一)7級以上
 - 教育系職員本給表(一)5級以上
 - 医療系職員本給表(二)6級
- ・55歳(一般職員本給表(二)適用職員は57歳)の昇給停止を廃止し、昇給については昇給幅を一般職員の半分に抑制
- ・職務の級の最高号俸を超える昇給の廃止

2) 勤勉手当への実績反映の拡大

- ・成績区分の「優秀」以上の人員分布の拡大

3) 経過措置

昇給に関する特例措置

- ・平成18年4月1日から平成22年3月31日までの間における昇給について、昇給号俸数を1号俸抑制
- ・平成19年1月1日の昇給は、勤務成績判定期間が9月となることから昇給号俸数を期間(9月/12月)に応じて割り落とし
- ・平成19年1月の一般職員の昇給号俸数は、5段階の昇給区分を適用せず、改正前の区分により実施

3. 諸手当

1) 医師調整手当

- ・支給月額を限度額を50,000円(200円引き下げ)とし、期間の区分に応じた手当額の引き下げ(100円～200円)

2) 異動保障手当

- ・現行の支給地域及び支給割合を改定
- ・支給割合特例措置として、平成22年3月31日までの間の支給割合を段階的に増

3) 扶養手当

- ・配偶者に係る手当額を13,000円に引き下げ(500円)

4) 勤勉手当

- ・6月期及び12月期の支給割合の0.025月分引き上げ

5) 期末特別手当

- ・12月期の支給割合を0.05月分引き上げ

2 職員給与の支給状況

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成18年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
常勤職員	1,153人	43.8歳	6,762千円	4,907千円	36千円	1,855千円
事務・技術	260人	45.3歳	5,899千円	4,303千円	53千円	1,596千円
教育職種 (大学教員)	469人	47.6歳	8,471千円	6,102千円	26千円	2,369千円
医療職種 (病院看護師)	281人	36.6歳	4,924千円	3,608千円	28千円	1,316千円
技能・労務職種	7人	57.5歳	5,659千円	4,115千円	31千円	1,544千円
教育職種 (附属高校教員)	21人	38.8歳	6,720千円	4,961千円	79千円	1,759千円
教育職種 (附属義務教育学校教員)	48人	42.2歳	6,987千円	5,130千円	55千円	1,857千円
医療職種 (病院医療技術職員)	63人	42.8歳	5,695千円	4,148千円	39千円	1,547千円
その他医療職種 (医療技術職員)	1人					
その他医療職種 (看護師)	2人					
指定職種	1人					

非常勤職員	79人	41.1歳	3,334千円	2,896千円	37千円	438千円
事務・技術	23人	52.0歳	3,824千円	2,845千円	66千円	979千円
教育職種 (大学教員)	1人					
医療職種 (病院医師)	44人	35.2歳	2,902千円	2,902千円	20千円	0千円
医療職種 (病院看護師)	1人					
技能・労務職種	4人	54.8歳	4,032千円	3,010千円	74千円	1,022千円
医療職種 (病院医療技術職員)	6人	31.3歳	3,317千円	2,480千円	41千円	837千円

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 「技能・労務職種」とは、警務員、自動車運転手、作業員等を示す。

注3: 「教育職種(附属高校教員)」とは、附属特別支援学校教員を示す。

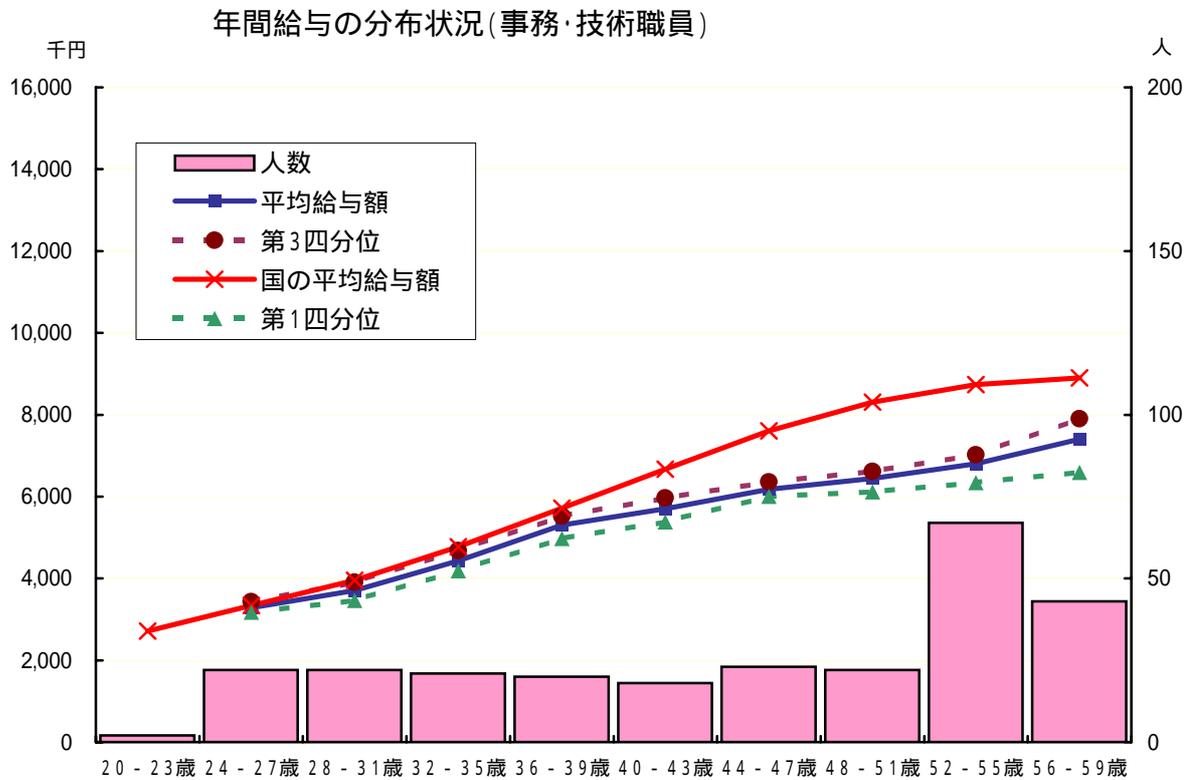
注4: 「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注5: 「指定職種」とは、特に指定された高度な業務を行う職種を示す。

注6: 常勤職員のその他医療職種、指定職種及び非常勤職員の教育職種、医療職種(病院看護師)については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注7: 常勤職員の医療職種(病院医師)、在外職員、任期付職員及び再任用職員については、該当者がいないため記載を省略した。

年間給与の分布状況(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))(在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、まで同じ。)



注1: の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、まで同じ。

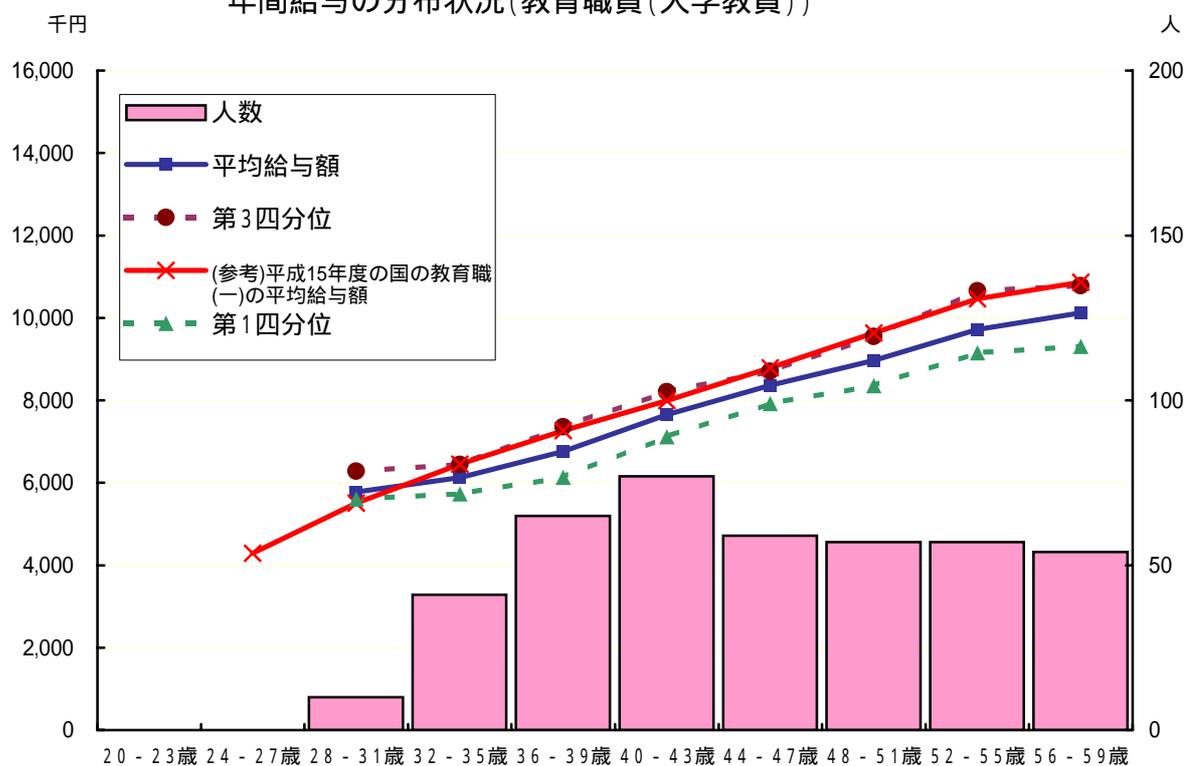
注2: 年齢20-23歳の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
部長	5	57.9	10,427	10,604	10,759
課長	17	55.9	7,727	8,037	8,219
課長補佐	67	53.8	6,427	6,742	7,059
係長	104	46.4	5,527	5,966	6,444
主任	16	40.4	4,206	4,822	5,485
係員	51	28.5	3,310	3,548	3,808

注: 「課長」には、課長相当職である「事務長」を含む。

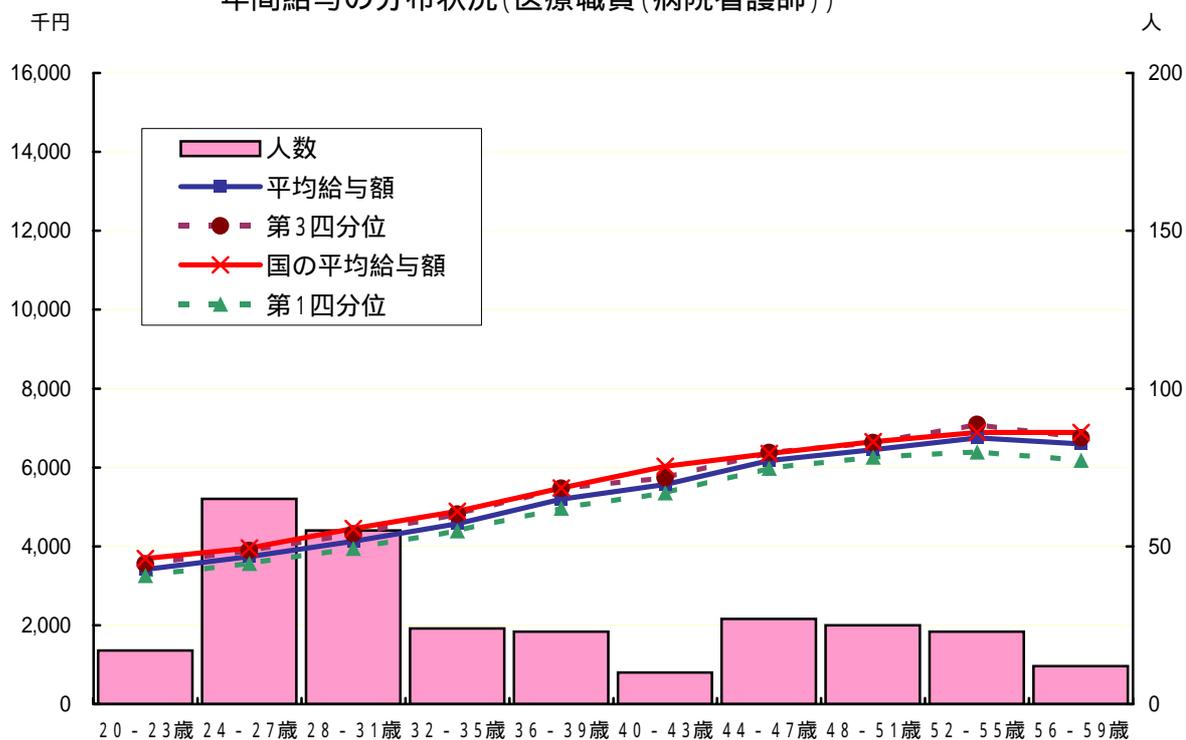
年間給与の分布状況(教育職員(大学教員))



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
教授	156	56.3	9,781	10,403	11,030
准教授	125	47.2	7,925	8,395	8,879
講師	67	43.0	7,161	7,639	8,252
助教	121	39.1	5,889	6,418	6,915

年間給与の分布状況(医療職員(病院看護師))



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		第3分位	千円
看護部長	1			千円	千円		千円
副看護部長	3	52.2	-		7,034		-
看護師長	22	52.1	6,693		6,842		7,110
副看護師長	57	45.7	5,721		6,023		6,468
看護師	198	31.9	3,712		4,312		4,639

注1: 看護部長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注2: 副看護部長の該当者は4人以下のため、四分位は記載していない。

職級別在職状況等(平成19年4月1日現在)(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		一般職員	主任・ 一般職員	係長・主任	課長補佐・ 係長	課長・ 課長補佐
人員 (割合)	260人	29人 (11.2%)	33人 (12.7%)	121人 (46.5%)	46人 (17.7%)	22人 (8.5%)
年齢(最高 ～最低)		31～22歳	37～28歳	59～34歳	59～47歳	59～39歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		2,744～2,089千円	3,439～2,424千円	5,035～3,372千円	5,536～4,299千円	6,856～4,675千円
年間給与 額(最高～ 最低)		3,598～2,857千円	4,587～3,317千円	6,890～4,678千円	7,528～6,022千円	9,127～6,656千円

区分		6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長	部長	局長・部長	局長	局長
人員 (割合)		4人 (1.5%)	4人 (1.5%)	1人 (0.4%)	該当者なし (%)	該当者なし (%)
年齢(最高 ～最低)		59～53歳	59～54歳			
所定内給 与年額(最高 ～最低)		7,090～5,944千円	7,819～7,397千円			
年間給与 額(最高～ 最低)		9,545～8,219千円	10,759～10,280千円			

注：8級における該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		教務職員	助教	講師	准教授	教授	教授
人員 (割合)	469人	該当者なし (%)	121人 (25.8%)	67人 (14.3%)	125人 (26.7%)	156人 (33.3%)	該当者なし (%)
年齢(最高 ～最低)			57～28歳	63～32歳	64～31歳	64～37歳	
所定内給 与年額(最高 ～最低)			6,003～3,407千円	6,564～3,821千円	7,191～4,606千円	8,947～5,530千円	
年間給与 額(最高～ 最低)			8,045～4,539千円	8,938～5,362千円	9,895～6,364千円	12,571～7,989千円	

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	看護師長	副看護部長	看護部長
人員 (割合)	281人	該当者なし ()%	198人 (70.5%)	57人 (20.3%)	22人 (7.8%)	3人 (1.1%)	1人 (0.4%)
年齢(最高 ~最低)			58~23 歳	59~28 歳	59~44 歳	55~47 歳	
所定内給 与年額(最高 ~最低)		千円	千円 4,794~2,371	千円 5,223~3,121	千円 5,419~4,198	千円 5,229~4,833	千円
年間給与 額(最高 ~最低)		千円	千円 6,552~3,227	千円 7,101~4,277	千円 7,480~5,885	千円 7,290~6,735	千円

注：6級における該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高~最低)」以下の事項について記載していない。

賞与(平成18年度)における査定部分の比率(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 62.1	% 66.5	% 64.4
	査定支給分(勤勉相当)	% 37.9	% 33.5	% 35.6
	最高~最低	% 46.2~32.6	% 42.3~27.3	% 42.5~30.4
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 66.0	% 68.9	% 67.5
	査定支給分(勤勉相当)	% 34.0	% 31.1	% 32.5
	最高~最低	% 40.4~31.3	% 37.3~26.7	% 36.8~29.6

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 64.8	% 67.6	% 66.3
	査定支給分(勤勉相当)	% 35.2	% 32.4	% 33.7
	最高~最低	% 40.4~32.3	% 36.9~29.5	% 38.4~30.8
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.8	% 68.8	% 67.4
	査定支給分(勤勉相当)	% 34.2	% 31.2	% 32.6
	最高~最低	% 40.4~31.6	% 37.3~28.8	% 38.2~30.1

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当)	%	%	%
	最高～最低	%	%	%
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.3	68.4	66.9
	査定支給分(勤勉相当)	34.7	31.6	33.1
	最高～最低	40.4～32.0	37.3～28.9	38.8～30.5

注：医療職員(病院看護師)における管理職員は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))
対他の国立大学法人等

83.2
96.9

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

93.5

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))
対他の国立大学法人等

95.1
98.2

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

教育職員(大学教員)の平成15年度の国の教育職(一)との比較指標 94.1

総人件費について

区 分	当年度 (平成18年度)	前年度 (平成17年度)	比較増 減	中期目標期間開始時(平成 16年度)からの増 減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 9,682,697	千円 9,922,238	千円 (%) 239,541 (2.4)	千円 (%) 401,325 (4.0)
退職手当支給額 (B)	千円 1,021,146	千円 1,137,546	千円 (%) 116,400 (10.2)	千円 (%) 271,339 (23.9)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 1,618,105	千円 1,670,184	千円 (%) 52,079 (3.1)	千円 (%) 40,705 (2.4)
福利厚生費 (D)	千円 1,378,119	千円 1,393,061	千円 (%) 14,942 (1.1)	千円 (%) 22,460 (1.6)
最広義人件費 (A + B + C + D)	千円 13,700,067	千円 14,123,029	千円 (%) 422,962 (3.0)	千円 (%) 654,419 (4.6)

注1: 「退職手当支給額」においては、退職金相当額を運営費交付金で措置する支給額を上回る退職手当支給額を受給する者がいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における常勤教職員欄の()書きの額と一致しない。

注2: 「非常勤役職員等給与」においては、寄付金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

「給与、報酬等支給総額」の対前年度比が2.4%減となった要因として、平成18年度から実施した本給表の水準引き下げ(役員平均7%、職員平均5%)を始めとする給与改定、寒冷地手当削減の経過措置に伴う減額及び人件費抑制対応として実施した事務系職員の退職不補充、教育系職員の採用抑制による減額が考えられる。

また「最広義人件費」の対前年度比が3.0%減となった要因としては、「給与、報酬等支給総額」の減額分のほか、定年退職者数の減少による退職手当支給額の減額分が考えられる。

人件費削減の取組の状況

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行うことを中期目標に掲げ、中期計画においては平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図ることとしている。

また、国家公務員の給与と構造改革を踏まえ、平成18年度から本給表の水準を役員平均7%、職員平均5%の引き下げを始めとする給与改定を実施している。

なお、人件費削減の取組の進ちょく状況は次のとおりである。

- ・基準年度の「給与、報酬等支給総額」 9,922,238千円
 - ・当年度の「給与、報酬等支給総額」 9,682,697千円
 - ・当年度までの人件費削減率 2.4%
- 計算式 = (当年度の金額 - 基準年度の本金額) ÷ 基準年度の本金額 × 100

その他

- ・当年度の「給与、報酬等支給総額」 9,682,697千円 ... a
 - ・平成17年度の「人件費予算相当額」 10,462,016千円 ... b
 - ・当年度までの人件費削減率(対人件費予算相当額) 7.4%
- 計算式 = (a - b) ÷ b × 100

法人が必要と認める事項

特になし